



平成18年 5月18日

各 位

大阪市西区江戸堀1丁目9番25号
ダイダン株式会社
取締役社長 安藤 壽一
(東証・大証第一部 コード番号1980)

(問合わせ先)

取締役業務本部長 多 島 剛
(06)6441-8231

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成18年5月18日開催の取締役会におきまして、平成18年6月29日開催予定の当社第77回定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

(1) 電子公告制度導入に伴う変更

株主の皆様への利便性の向上および公告手続の合理化をはかるため、「会社法」(平成17年法律第86号)の規定に基づき、当社の公告方法を電子公告に変更し、併せてやむを得ない事由によって電子公告によることができない場合は日本経済新聞に掲載する方法により行うことを定めるものであります。(変更案第4条)

(2) 会社法施行を機に新設および変更する規定

「会社法」(平成17年法律第86号)が平成18年5月1日に施行されたことに伴い、以下のとおり規定を新設および変更するものであります。

単元未満株主の権利を明確に規定することが認められたことに伴う規定の新設(変更案第10条)

株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の一部をインターネットを利用する方法で開示することが認められたことに伴う規定の新設(変更案第16条)

議決権代理行使における代理人の員数を明確にする規定に変更(変更案第17条)

取締役会における書面決議が認められたことに伴う規定の新設(変更案第27条)

(3) 文言の整理等所要の変更

「会社法」(平成17年法律第86号)が平成18年5月1日に施行されたことに伴い、会社法

の条文や文言に合わせるなど所要の変更を行うものであります。

(4) 会社法の施行に伴い定款に定められたものとみなされた規定

「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成17年法律第87号)により、会社法の施行に伴い定款に定められたものとみなされた事項につきましても、条文の新設、変更、所要の文言の整備等を併せて行うものであります。

(5) 条数の繰り下げ

上記の新設、変更に伴い、条数の繰り下げ等を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成18年6月29日(木)

定款変更の効力発生日 平成18年6月29日(木)

以 上

定款変更の内容

下線部は変更箇所

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|---|---|
| 第 1 章 総 則 | 第 1 章 総 則 |
| <p>(商 号)</p> <p>第 1 条 当社の商号は、ダイダン株式会社と称し、英文では、DAI-DAN CO.,LTD. と表示する。</p> <p>(目 的)</p> <p>第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1) 電気工事および電気通信工事の設計、監理ならびに施工</p> <p>(2) 冷暖房、空気調和および冷凍冷蔵工事の設計、監理ならびに施工</p> <p>(3) 給排水衛生工事の設計、監理ならびに施工</p> <p>(4) 消防施設工事および産業廃水処理その他水道施設工事の設計、監理ならびに施工</p> <p>(5) 建築工事の設計、監理ならびに施工</p> <p>(6) 前各号の事業に要する機械器具および材料の製作、輸出入、売買および仲介</p> <p>(7) 不動産の賃貸および駐車場の経営</p> <p>(8) 前各号に関連する事業</p> <p>(9) 他の事業に対する投資および運用</p> | <p>(商 号)</p> <p>第 1 条 当社の商号は、ダイダン株式会社と称し、英文では、DAI-DAN CO.,LTD. と表示する。</p> <p>(目 的)</p> <p>第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1) 電気工事および電気通信工事の設計、監理ならびに施工</p> <p>(2) 冷暖房、空気調和および冷凍冷蔵工事の設計、監理ならびに施工</p> <p>(3) 給排水衛生工事の設計、監理ならびに施工</p> <p>(4) 消防施設工事および産業廃水処理その他水道施設工事の設計、監理ならびに施工</p> <p>(5) 建築工事の設計、監理ならびに施工</p> <p>(6) 前各号の事業に要する機械器具および材料の製作、輸出入、売買および仲介</p> <p>(7) 不動産の賃貸および駐車場の経営</p> <p>(8) 前各号に関連する事業</p> <p>(9) 他の事業に対する投資および運用</p> |
| <p>(本店の所在地)</p> <p>第 3 条 当社は、本店を大阪市に置く。</p> | <p>(本店の所在地)</p> <p>第 3 条 当社は、本店を大阪市に置く。</p> |
| <p>(公告の方法)</p> <p>第 4 条 当社の公告は、<u>日本経済新聞に掲載する。</u></p> | <p>(公告方法)</p> <p>第 4 条 当社の公告は、<u>電子公告により行う。</u></p> |
| (新 設) | <p><u>2. やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。</u></p> |
| 第 2 章 株 式 | 第 2 章 株 式 |
| <p>(会社の発行する株式の総数)</p> <p>第 5 条 当社が <u>発行する株式の総数</u> は、80,000,000株とする。 <u>ただし、消却が行われた場合には、これに相当する株式数を減ずる。</u></p> | <p>(会社の発行可能株式総数)</p> <p>第 5 条 当社の <u>発行可能株式総数</u> は、80,000,000株とする。 (削 除)</p> |
| <p>(自己株式の取得)</p> <p>第 6 条 当社は、<u>商法第 211 条ノ 3 第 1 項第 2 号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を取得することができる。</u></p> | <p>(自己株式の取得)</p> <p>第 6 条 当社は、<u>会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を取得することができる。</u></p> |

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|--|--|
| <p>(1単元の株式の数および単元未満株券の不発行)</p> <p>第7条 当社の1単元の<u>株式の数</u>は、1,000株とする。</p> <p>2. 当社は、1単元の株式の数に満たない株式(以下「単元未満株式」という。)に係わる株券を発行しない。</p> | <p>(<u>単元株式数</u>)</p> <p>第7条 当社の1単元の<u>株式数</u>は、1,000株とする。</p> <p>(旧第2項は第8条第2項に移項)</p> |
| <p>(新 設)</p> | <p>(<u>株券の発行</u>)</p> <p>第8条 当社は、株式に係る株券を発行する。</p> <p><u>2. 前項の規定にかかわらず、当社は単元未満株式に係る株券を発行しないことができる。</u></p> |
| <p>(単元未満株式の買増請求)</p> <p>第8条 当社の単元未満株式を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その単元未満株式の数と併せて<u>1単元の株式の数となるべき数の株式を売渡すことを当社に対し請求</u>(以下「買増し請求」という。)することができる。ただし、当社が売渡すべき数の自己株式を有しないときは、この限りではない。</p> <p>2. 買増し請求をすることができる時期、請求の方法等については、取締役会の定める株式取扱規則による。</p> | <p>(<u>単元未満株主の買増請求</u>)</p> <p>第9条 当社の単元未満株式を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その単元未満株式の数と併せて<u>単元株式数となる数の株式を売渡すことを当社に対し請求</u>(以下「買増し請求」という。)することができる。ただし、当社が売渡すべき数の自己株式を有しないときは、この限りではない。</p> <p>2. 買増し請求をすることができる時期、請求の方法等については、取締役会の定める株式取扱規則による。</p> |
| <p>(新 設)</p> | <p>(<u>単元未満株主の権利制限</u>)</p> <p>第10条 当社の単元未満株主は、以下に掲げる<u>権利以外の権利を行使することができない。</u></p> <p><u>(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u></p> <p><u>(2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利</u></p> <p><u>(3) 募集株式または募集新株予約権の割当を受ける権利</u></p> <p><u>(4) 前条に規定する単元未満株式の買増しを請求する権利</u></p> |
| <p>(株式取扱規則)</p> <p>第9条 当社の<u>発行する株券の種類、株式の意義書換、株券喪失登録、単元未満株式の買取りおよび売渡し、実質株主名簿の作成、実質株主通知の受理その他株式に関する取扱は</u>、取締役会の定める株式取扱規則による。</p> | <p>(株式取扱規則)</p> <p>第11条 当社の株式に関する取扱は、法令または本定款のほか、取締役会の定める株式取扱規則による。</p> |

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|---|---|
| <p>(名義書換代理人)</p> <p>第10条 当社は、<u>株式につき名義書換代理人</u>を置く。</p> <p>2. <u>名義書換代理人</u>およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、これを公告する。</p> <p>3. 当社の株主名簿、実質株主名簿（以下株主名簿等という。）および株券喪失登録簿は、<u>名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、株券喪失登録、単元未満株式の買取りおよび売渡し、実質株主名簿の作成、実質株主通知の受理その他株式に関する事務は、名義書換代理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。</u></p> | <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第12条 当社は、<u>株主名簿管理人</u>を置く。</p> <p>2. <u>株主名簿管理人</u>およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、これを公告する。</p> <p>3. 当社の株主名簿（<u>実質株主名簿を含む。以下同じ。</u>）、<u>新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備え置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。</u></p> |
| <p>(基準日)</p> <p>第11条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿等に記載または記録された株主をもって、その<u>決算期に関する定時株主総会</u>において権利を行使すべき株主とする。</p> <p>2. <u>前項その他定款</u>に別段の定めがある場合を除くほか、必要あるときは、取締役会の決議により、あらかじめ公告して、基準日を定めることができる。</p> | <p>(基準日)</p> <p>第13条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主をもって、その<u>事業年度に関する定時株主総会</u>において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>2. <u>前項その他本定款</u>に別段の定めがある場合を除くほか、必要あるときは、取締役会の決議により、あらかじめ公告して、基準日を定めることができる。</p> |
| <p>第 3 章 株主総会</p> | <p>第 3 章 株主総会</p> |
| <p>(招 集)</p> <p>第12条 当社の定時株主総会は、毎年6月に招集し、臨時株主総会は、必要ある場合に招集する。</p> | <p>(株主総会の招集)</p> <p>第14条 当社の定時株主総会は、毎年6月に招集し、臨時株主総会は、必要ある場合に招集する。</p> |
| <p>(招集権者および議長)</p> <p>第13条 株主総会は、法令に別段の定めある場合のほか、取締役会の決議に基づき取締役社長がこれを招集し、その議長となる。取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。</p> | <p>(株主総会の招集権者および議長)</p> <p>第15条 株主総会は、法令に別段の定めある場合のほか、取締役会の決議に基づき取締役社長がこれを招集し、その議長となる。取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。</p> |
| <p>(新 設)</p> | <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、<u>法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> |

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|--|--|
| <p>(議決権の代理行使) 第14条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、議決権を行使させることができる。ただし、株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない。</p> <p>(総会の決議方法) 第15条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めある場合のほか、出席株主の議決権の過半数をもってこれを行なう。</p> <p>2. 商法第343条の規定によるべき決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行なう。</p> <p>(総会の議事録) 第16条 株主総会の議事の経過の要領およびその結果は、これを議事録に記載し、議長ならびに出席した取締役が記名捺印してこれを会社に保存する。</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役および取締役会</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(員 数) 第17条 当会社の取締役は30名以内とする。</p> <p>(選 任) 第18条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2. 取締役の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行なう。</p> <p>3. 取締役の選任決議は、累積投票によらない。</p> <p>(任 期) 第19条 取締役の任期は、就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2. 増員または補欠のため選任された取締役の任期は、他の現任取締役の残任期間と同一とする。</p> | <p>(議決権の代理行使) 第17条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使させることができる。ただし、株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</p> <p>(株主総会の決議) 第18条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めある場合のほか、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもってこれを行なう。</p> <p>2. 会社法第309条第2項の定めによるべき決議は、本定款に別段の定めある場合のほか、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行う。</p> <p>(株主総会の議事録) 第19条 株主総会の議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、これを議事録に記載し、議長ならびに出席した取締役が記名捺印してこれを会社に保存する。</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>(取締役会の設置) 第20条 当社は、取締役会を置く。</p> <p>(取締役の員数) 第21条 当会社の取締役は30名以内とする。</p> <p>(取締役の選任) 第22条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行なう。</p> <p>3. 取締役の選任決議は、累積投票によらない。</p> <p>(取締役の任期) 第23条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2. 増員により、または補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。</p> |

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|---|--|
| <p>(代表取締役) 第20条 当社を代表する取締役は、取締役会の決議によりこれを若干名定める。ただし、取締役社長は代表取締役でなければならない。</p> <p>(役付取締役) 第21条 取締役会はその決議により、役付取締役を定めることができる。</p> <p>(招 集) 第22条 取締役会の招集は、会日より5日前に、書面で各取締役および各監査役に対し、その通知を発する。ただし、緊急の必要あるときは、招集期間は短縮することができる。 2. 前項の通知は、取締役および監査役全員の同意あるときは、これを省略することができる。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(取締役会規則) 第23条 取締役会に関する事項については、法令または本定款に別段の定めある事項のほか、取締役会において定める取締役会規則による。</p> <p style="text-align: center;">第5章 監査役および監査役会</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(員 数) 第24条 当社の監査役は4名以内とする。</p> <p>(選 任) 第25条 監査役は、株主総会において選任する。 2. 監査役の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行なう。</p> | <p>(代表取締役) 第24条 当社を代表する取締役は、取締役会の決議によりこれを若干名選定する。ただし、取締役社長は代表取締役でなければならない。</p> <p>(役付取締役) 第25条 取締役会はその決議により、役付取締役を選定することができる。</p> <p>(取締役会の招集) 第26条 取締役会の招集は、会日より5日前に、書面で各取締役および各監査役に対し、その通知を発する。ただし、緊急の必要あるときは、招集期間は短縮することができる。 2. 前項の通知は、取締役および監査役全員の同意あるときは、これを省略することができる。</p> <p>(取締役会の決議の省略) 第27条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</p> <p>(取締役会規則) 第28条 取締役会に関する事項については、法令または本定款に別段の定めある事項のほか、取締役会において定める取締役会規則による。</p> <p style="text-align: center;">第5章 監査役および監査役会</p> <p>(監査役および監査役会の設置) 第29条 当社は、監査役および監査役会を置く。</p> <p>(監査役の員数) 第30条 当社の監査役は4名以内とする。</p> <p>(監査役の選任) 第31条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。 2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行なう。</p> |

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|--|--|
| <p>(任 期) 第26条 監査役の任期は、<u>就任後4年内の最終の決算期</u>に関する定時株主総会終結の時までとする。 2. <u>補欠のため選任された監査役の任期は、退任監査役の残任期間と同一とする。</u></p> <p>(常勤の監査役) 第27条 <u>監査役の互選により、常勤の監査役を定める。</u></p> <p>(招 集) 第28条 監査役会の招集は、会日より5日前に、書面で各監査役に対し、その通知を発する。 ただし、緊急の必要あるときは、招集期間を短縮することができる。 2. 前項の通知は、監査役全員の同意あるときは、これを省略することができる。</p> <p>(監査役会規則) 第29条 監査役会に関する事項については、法令または本定款に別段の定めある事項のほか、監査役会において定める監査役会規則による。</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>第6章 計 算</p> <p>(営業年度) 第30条 当会社の<u>営業年度</u>は、毎年4月1日から翌年3月31日までとし、<u>営業年度末日に決算を行なう。</u></p> | <p>(監査役の任期) 第32条 監査役の任期は、<u>選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のもの</u>に関する定時株主総会終結の時までとする。 2. <u>補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(常勤の監査役) 第33条 <u>監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u></p> <p>(監査役会の招集) 第34条 監査役会の招集は、会日より5日前に、書面で各監査役に対し、その通知を発する。 ただし、緊急の必要あるときは、招集期間を短縮することができる。 2. 前項の通知は、監査役全員の同意あるときは、これを省略することができる。</p> <p>(監査役会規則) 第35条 監査役会に関する事項については、法令または本定款に別段の定めある事項のほか、監査役会において定める監査役会規則による。</p> <p>第6章 会計監査人</p> <p>(会計監査人の設置) 第36条 <u>当社は、会計監査人を置く。</u></p> <p>(会計監査人の選任) 第37条 <u>会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p>(会計監査人の任期) 第38条 <u>会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u> 2. <u>会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。</u></p> <p>第7章 計 算</p> <p>(事業年度) 第39条 当会社の<u>事業年度</u>は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。</p> |

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|--|---|
| <p>(配当金等)</p> <p>第31条 <u>利益配当金は、毎年3月31日の最終の株主名簿等に記載または記録された株主または登録質権者に支払う。</u></p> <p>2. 当社は、取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の<u>株主名簿等に記載または記録された株主または登録質権者に、中間配当を行なうことができる。</u></p> <p>3. <u>利益配当金または中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社は支払の義務を免れる。</u></p> | <p>(配当金等)</p> <p>第40条 <u>当社は、株主総会の決議によって毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払う。</u></p> <p>2. 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の<u>株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。</u></p> <p>3. <u>期末配当金または中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社は支払の義務を免れる。</u></p> |

(注) 上記変更案は、本日開催の取締役会で決議した内容ですが、来る6月29日開催の株主総会に上程する際には、文言の修正等を行うことがあります。

以上